

亀岡市 带状疱疹ワクチンの定期接種について

対象者

●令和7年度に対象となる人

65歳

昭和35年4月2日～
昭和36年4月1日生

70歳

昭和30年4月2日～
昭和31年4月1日生

75歳

昭和25年4月2日～
昭和26年4月1日生

80歳

昭和20年4月2日～
昭和21年4月1日生

85歳

昭和15年4月2日～
昭和16年4月1日生

90歳

昭和10年4月2日～
昭和11年4月1日生

95歳

昭和5年4月2日～
昭和6年4月1日生

100歳以上

大正15年4月1日以前生

※65歳以上の節目の年齢の人に、5年かけて順に定期接種の機会を設けるもので、
対象となるのは今年度限りです。

●接種日時時点で60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人

接種方法

- この予防接種には、法律上の義務はありません。
同封の厚生労働省のリーフレットを必ず読んでいただき、予防接種の効果や副反応のリスクを検討したうえで、接種を受けるかどうか決めてください。
- 希望するワクチンを2種類から選び、裏面の実施医療機関へ直接予約をして下さい。
- 裏面にはない医療機関での接種を希望する場合は、手続きが必要となる場合があります。詳しくは、亀岡市健康増進課までお問い合わせください。
- 接種当日は、予診票（初回は2枚とも）と本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）をご持参ください。

接種費用

生ワクチン（1回接種で完了）

4,000円×1回＝4,000円

組換えワクチン（2か月の間隔で2回接種が必要）

10,000円×2回＝20,000円

※上記の費用で接種できるのは、2回目の接種についても令和8年3月31日までです。

※生活保護世帯に属する人は、接種の前に健康増進課窓口で手続きすることで無料になります。

接種に係る注意点

- 病気や治療により、免疫の機能が低下している人は、生ワクチンの接種はできません。
- 生ワクチンの接種を希望する場合、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた人は治療後3ヵ月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた人は治療後6ヵ月以上置いて接種してください。
- 組換えワクチンの接種を希望する場合、血小板減少症や凝固障害を有する人、抗凝固療法を実施している人は注意が必要です。
- ワクチンの接種後、30分程度は安静にしてください。